

令和元年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義則	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和元年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、第11回智頭町農業委員会総会を開催あたりまして、特に足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

さて、先月の1月29日には、農業委員会主催の地産地消の料理教室ということで、6品目ほどの料理を作っていただきました。このことは、何を目的とするかと申しますと、やはり、智頭町から出来たものを加工することのよって6次化を図っていくんだということが、一つの目的であります。それぞれ委員の皆さんには、そのつもりで取り組んでいただいたものと考えております。

また、同日に智頭町水田再生協議会の推進説明会が開催されました。これは、令和2年度の水稲作付けの割り当てであります。しかしながら、令和元年度の作付け状況と今年度の割り当て状況を見ますと、数字から見ても、約8ヘクタール程度、まだまだ作付けを増やしていただかないといけないという状況が発生しておるところでもあります。本年におかれましても、遊休農地、耕作放棄地等々の再生の取り組みを、人・農地プランというのがありまして、各集落が意向調査の結果でやっておられる取り組みを、内容等々集落で理解をしながら農地の保全対策を図っていただくということではなかろうかな、と思っているところでもあります。

それからもう一点。令和2年度年は農業委員会の委員改選の年でもあります。今年度は全国の1,709の内1,289、約69.7パーセント、三分の二の農業委員会の改選の年でもあります。この大きな節目の年でもあります。農業委員会も新体制になりまして、全国では41,117人。その内、農業委員が23,227人、農地利用最適化推進委員が17,840人の方が、農地利用の最適化に向けての取り組みを図っていただいておりますのが実態であります。

鳥取県内でも、30年5月19日に日南町、30年6月19日には日野町が、改定後二度目の改選を実施されました。今回15市町村が改選の年になります。中でも北栄、境港におきましては来年となりますが、その中においても、前回29年度の改選の時には公募を図りました。公募内容は認定農業者が半数以上ということです。これにつきましても、1月15日に中国四国農業会議会長・事務局長会議が、鳥取県が担当番ということで、鳥取市内のホテルで開催されました。その中の話で、要望事項として、認定農業者が半数以上の農業委員を確保してくれということにつきましては、特例があつて、智頭町の場合はそれなりの対応をさせていただいておりますが、出来る限り担い手であるとか、規模拡大を図るとか、認定農業者の方々に公募

	<p>にのっていただきたいというのが一点ございます。</p> <p>もう一点は、女性の農業委員。こちらは規定に載っておりませんが、男女共同参画の中で約30パーセントということを目指しては示されております。智頭町の場合、現在2名出ておられますが、最低でも2名、あるいは3名の公募推薦を図っていただけるような形をとっていただけたらなと思っております。</p> <p>今回も人・農地プランということで、それぞれの集落の話し合いに参加して、皆さんがコーディネーター役としての使命が果たせるかどうか、その方々も出ていただけるように、環境作りが必要ではなかろうかと思っております。</p> <p>いずれにしても、今年は農業委員会の改正後の5年の見直しをする時期となっております。これも農業委員会法あるいは農業農村担い手機構、食料農業農村基本計画、それぞれ5年毎の見直しをするということで、農業委員会法の改正もちょうど5年目に当たりますから、この改選の年になっておることですのでございます。</p> <p>この農業委員会が、農地利用の最適化に如何に邁進していくかということが、今後の大きな課題ではなかろうかと考えておりますし、見ていることでもあります。</p> <p>2年度は、智頭町といたしましても、皆さん町報を見ていただいたと思いますが、2月7日から2月28日までを公募期間として掲載しております。それぞれ皆さんが公募をしていただいて、智頭町の農業の発展のためにご尽力いただけるように頑張っていたいただきたいということで、本日の開会の挨拶とさせていただきます</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、11番 寺坂富雄委員、12番 竹下るみ子委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>番号1について席番6番福安健委員が申請者となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していた</p>

	<p>できます。</p> <p>(福安委員退席 午後2時12分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の1ページで説明させていただきます。</p> <p>番号1番です。申請地は、大屋字稲葉865番、田んぼで316㎡であります。権利種別は親子間の使用貸借です。貸付人が大屋308番地の福安健さん。借受人が同番地の●●●さんです。転用目的としては、借受人の自宅を建設するというものです。</p> <p>審査基準の項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>立地基準の農地区分と許可根拠については、土地改良事業施工農地で第1種農地に該当し、許可根拠は集落接続です。</p> <p>信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。資力については金融機関の住宅ローン事前審査結果通知により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>他法令関係許可ですが、農振除外は申請済みであり認可見込みとなっております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は申請者の宅地、西側は農道、北側は県道、南側は申請者の農地であり影響はないと考えられます。</p> <p>場所でございます。申請位置図をごらんください。1ページに大屋集落内の地図を付けております。現在の居宅は「●●●●」さん表示されておるところです。この横に新しく家を建てられるということでございます。2ページに公図を付けております。3ページに利用計画図を付けておりますが、この図面でいきますと、上側の方が現在の居宅であります。</p> <p>上から斜めに線が入っております。これがいわゆるレッドラインで、右側が土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンに入ることによって、そこに住宅を建てる場合、擁壁を設置しなければならないということで、立地的に擁壁の設置が難しいので、現在の居宅の増築を諦め、申請地に新築するものです。</p> <p>4ページは排水図等の図面でございます。5ページで事業計画書、6ページ、7ページに被害防除計画書、8ページに現状の写真をつけております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、12番の竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

1 2 番	<p>1月29日に福安さんにお話を伺ったところ、利用計画書にも詳しく記載されていますので、今更言うこともないですけれども、隣接するのは道路とご自身の居宅の方に面していますので、周辺農地には支障がないので、問題はないようです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>福安委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(福安委員復席 午後2時17分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の2ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。2件ございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細な資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時19分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年2月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子